

令和8年度 介護保険施設等運営指導方針

1 基本方針

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する事業（以下「介護保険事業」という。）の実施に当たり、関連法令及び旭川市介護保険施設等指導監査要綱に基づき、介護保険事業を行う事業者に対し、法令遵守の徹底とともに本年度の運営指導における指導の重点項目及び具体的検査事項等を次のとおり定め、指導を実施する。

2 対象施設及び事業所

- (1) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防地域密着型サービス事業者、基準該当サービス事業者及び基準該当介護予防サービス事業者（法第8条に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護並びに法第8条の2に規定する介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護を除く。）
- (2) 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者
- (3) 介護保険施設（法第8条に規定する介護老人保健施設及び介護医療院を除く。）
- (4) 指定相当第1号事業者

3 運営指導における重点項目及び具体的検査事項

運営指導において重点的に確認、指導の対象とする項目は次のとおりとする。なお、対象の介護保険施設等の状況等により必要があると認める場合は、この限りではない。

(1) 事業運営の適正化と透明性の確保

- ア 人員配置基準に定める従業者の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。
- ウ サービスの提供は当該事業者の従業者により提供されているか。また、派遣職員によりサービス提供を行う場合には、その契約が適切に締結されているか。
- エ 管理者が、従業者管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。
- オ 必要な設備、備品が維持され、適切に使用されているか。
- カ サービス提供の契約締結は、その透明性が確保され、かつ適正に行われているか。
- キ 利用者から受け取る費用（いわゆる日常生活費も含む。）の取扱いが適正に行われているか。

ク 居住、入所系のサービスにおいて利用者の金銭の管理を行う場合には、その処理が適正に行われているか。

ケ 会計、経理の処理は適正になされているか。

(2) 利用者の尊厳保持及び利用者本位のサービスの提供

ア 共通項目

(ア) 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者以外においては、個別サービス計画の作成に係る業務が適切に行われているか。

(イ) 計画の見直しは必要時に適切に行われているか。

(ウ) 計画に沿ったサービス提供が行われているか

(エ) サービス提供の記録は適切に行われているか。

(オ) 利用者に対し身体拘束などを行っていないか。また、やむを得ず行う場合には、要件の確認や必要な手続き等が適切に行われているか。

(カ) 利用者に対し虐待及びそれに類する行為、並びに不適切な介護が行われていないか。

(キ) 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害の防止、虐待の未然防止に向けた取組が行われているか。

イ 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者

(ア) 利用者の個々の状況に則して、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成に係る一連の業務（アセスメント、計画原案作成、計画作成に係る会議、利用者等に対する説明及び同意の取得、計画の交付、モニタリング）が適切に行われているか。

(イ) 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の変更を行う際にも、一連の業務が適切に行われているか。また、いわゆる「軽微な変更」で対応する場合は、必要な要件を満たしているか。

(ウ) ケアマネジメントは公正中立に行われているか。

(3) 介護報酬の適正な請求

ア 報酬告示や留意事項通知等を理解し、基本報酬及び加算・減算等が基準に従い適正に請求されているか。

イ 加算等の算定根拠資料が十分に整っているか。

(4) 適切な防災体制やリスクマネジメント

ア 「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・

徹底について」(老総発 0909 第 1 号、老高発 0909 第 1 号、老振発 0909 第 1 号、老老発 0909 第 1 号 厚生労働省老健局総務課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長連名通知)を参照し、事業所の実態にあった非常災害に関する具体的計画を策定し、定めているとおり実施しているか。

イ 当該計画を従業者に周知し、定期的な避難、救出その他の訓練を実施しているか。

ウ 感染症及び食中毒等の適切な予防対策を講じるとともに、もし発生した場合には適切な対応がとられているか。

エ 事故防止のために必要な対策を講じるとともに、発生した場合には適切に対応するほか、事故の内容、原因を解明し、再発防止策を講じているか。

(5) 介護職員の処遇改善の適正実施

ア 介護職員の処遇改善は各種要件に照らして適正に行われているか。

イ 介護職員の処遇改善の実績報告は適正に行われているか。

4 実施方法等

(1) 実施通知

運営指導を実施する場合は、対象の介護保険施設等におおむね 1 か月前までに文書により通知する。ただし、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、運営指導開始時に文書により通知するものとする。

(2) 実施方法

運営指導は、実施通知において作成を指示した運営調書の提出を受け、当該運営調書及び関係書類を確認し、管理者及び関係職員との面談方式により実施する。

なお、過去の運営指導等において指摘事項があった場合には、その改善状況等についても確認を行う。

(3) 指導結果の通知

運営指導の結果については、原則として運営指導を行った日から 60 日以内に文書により通知する。

(4) 改善状況報告書の提出

文書で指導した事項については、指導結果の通知に示す期限までに、その改善状況の報告を求めるものとする。

5 運営指導予定事業所

(1) 選定方法

ア 前年度及び前々年度において運営指導を行っていない事業所

- イ 前年度の運営指導の結果、文書指導が行われたもののうち、今年度、運営指導が必要と認められる事業所
- ウ 前年度指定を受けた事業所
- エ 介護保険施設のうち、前年度運営指導を行っていない事業所
- オ その他運営指導が必要と認められる事業所